

令和3年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市下水道事業審議会条例（制定） 1 目的及び設置 下水道事業の円滑な運営及び下水道使用料の適正な執行を図るため、市長の附属機関として、三鷹市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。 2 所掌事項 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議することとした。 (1) 下水道事業の計画及び運営に関する事項 (2) 下水道事業が徴収する下水道使用料に関する事項 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 3 組織 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織することとした。 (1) 一般市民 7人以内 (2) 学識経験者 8人以内 4 委員の任期 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこととした。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとした。 5 会長及び副会長 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。 6 その他会議、庶務及び委任について定めることとした。 7 施行期日等 (1) 施行期日 令和3年4月1日 (2) 三鷹市使用料等審議会条例の廃止 三鷹市使用料等審議会条例を廃止することとした。

	(3) 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正 職名を次のとおり改めることとした。 使用料等審議会委員 ↓ 下水道事業審議会委員																	
2	三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 1 農業委員会会長及び委員の報酬改定 農業委員会会長及び委員の報酬月額を次のとおり改めることとした。 <table><tr><th colspan="2">職 名</th><th>報酬月額</th><td rowspan="3">→</td><th colspan="2">職 名</th><th>報酬月額</th></tr><tr><td rowspan="2">農業委員会</td><td>会長</td><td>45,000 円</td><td rowspan="2">農業委員会</td><td>会長</td><td>66,000 円</td></tr><tr><td>委員</td><td>40,000 円</td><td>委員</td><td>51,000 円</td></tr></table> 2 施行期日 令和3年4月1日	職 名		報酬月額	→	職 名		報酬月額	農業委員会	会長	45,000 円	農業委員会	会長	66,000 円	委員	40,000 円	委員	51,000 円
職 名		報酬月額	→	職 名		報酬月額												
農業委員会	会長	45,000 円		農業委員会		会長	66,000 円											
	委員	40,000 円			委員	51,000 円												
3	三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う規定整備 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、引用する新型コロナウイルス感染症の定義を改めることとした。 2 施行期日 公布の日																	

4	三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例 1 地方税法施行令の一部改正に伴う規定整備 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置の所得基準額について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等受給者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える等とした。 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う規定整備 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用する新型コロナウイルス感染症の定義を改めることとした。 3 その他規定を整備することとした。 4 施行期日 令和3年4月1日。ただし、2は公布の日																		
5	三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例 1 第1号被保険者の保険料に係る所得段階の変更及び額の改定並びに低所得者向け保険料軽減措置の拡充 <table><tr><th colspan="3">旧(平成30年度～令和2年度)</th><th colspan="3">新(令和3年度～令和5年度)</th></tr><tr><th></th><th>所得段階</th><th>区 分</th><th></th><th>所得段階</th><th>区 分</th></tr><tr><td>1</td><td>第1段階</td><td> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 28,800円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円 </td><td>1</td><td>第1段階</td><td> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 34,500円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円 </td></tr></table>	旧(平成30年度～令和2年度)			新(令和3年度～令和5年度)				所得段階	区 分		所得段階	区 分	1	第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 28,800円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円	1	第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 34,500円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円
旧(平成30年度～令和2年度)			新(令和3年度～令和5年度)																
	所得段階	区 分		所得段階	区 分														
1	第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 28,800円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円	1	第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 34,500円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円														

	2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者 44,400 円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 27,600 円	2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者 45,300 円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 27,600 円
	3	第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が120万円超の者 46,800 円	3	第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が120万円超の者 50,400 円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 46,800 円
	4	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80万円以下の者 60,000円	4	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80万円以下の者 60,000円
	5	第5段階 (基準額) ※月額 5,750円	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80万円超の者 69,000円	5	第5段階 (基準額) ※月額 5,900円	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が 80万円超の者 70,800円
	6	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額等が120万円未満の者 77,400円	6	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額等が120万円未満の者 79,800円

	7	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額等が120万円以上200万円未満の者 86,400円		7	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額等が120万円以上210万円未満の者 89,400円
	8	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額等が200万円以上300万円未満の者 97,200円		8	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額等が210万円以上320万円未満の者 100,800円
	9	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額等が300万円以上400万円未満の者 103,200円		9	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額等が320万円以上400万円未満の者 111,600円
	10	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額等が400万円以上600万円未満の者 114,000円		10	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額等が400万円以上600万円未満の者 127,200円
	11	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額等が600万円以上800万円未満の者 126,000円		11	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額等が600万円以上800万円未満の者 140,400円
	12	第12段階	市民税本人課税で合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の者 134,400円		12	第12段階	市民税本人課税で合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の者 154,800円
	13	第13段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の者 144,000円		13	第13段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の者 170,400円
	14	第14段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の者 156,000円		14	第14段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の者 186,000円

	<table><tr><td>15</td><td>第15段階</td><td>市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上の者 159,600円</td></tr><tr><td>15</td><td>第15段階</td><td>市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の者 196,800円</td></tr><tr><td>16</td><td>第16段階</td><td>市民税本人課税で合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の者 207,600円</td></tr><tr><td>17</td><td>第17段階</td><td>市民税本人課税で合計所得金額等が5,000万円以上の者 212,400円</td></tr></table>	15	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上の者 159,600円	15	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の者 196,800円	16	第16段階	市民税本人課税で合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の者 207,600円	17	第17段階	市民税本人課税で合計所得金額等が5,000万円以上の者 212,400円
15	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上の者 159,600円											
15	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の者 196,800円											
16	第16段階	市民税本人課税で合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の者 207,600円											
17	第17段階	市民税本人課税で合計所得金額等が5,000万円以上の者 212,400円											
	2 介護保険法施行令の一部改正に伴う規定整備 介護保険法施行令の一部改正に伴い、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合にあっては、これらの合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする。）こととした。 3 その他規定を整備することとした。 4 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日												
6	損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について 東京地方裁判所に提起された損害賠償請求事件について、東京地方裁判所から和解勧告を受け、これに合意し和解することとした。 1 原告 埼玉県さいたま市在住者 2 事件の概要 この事件は、三鷹市を被告として、平成 29 年 10 月に東京地方裁判所に提起された損害賠償請求事件である。 訴えの内容は、平成 18 年に三鷹市を退職した原告が、公務の遂行に伴う疲労や心理的負担が過度に蓄積して心身の健康を損なった原因は、市が公務及び心理的負担を軽減すべき安全配慮義務に違反したため等であり、それにより 1 億 564 万 2,253 円の損害が生じたとして、その損害賠償を被告に求めたものである。												

	3 和解条項 (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、1,000 万円の支払義務があることを認める。 (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年4月末日限り、原告の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払う。 ただし、振込手数料は被告の負担とする。 (3) 原告は、その余の請求を放棄する。 (4) 原告及び被告は、原告が被告の公務に起因して精神疾患を発症したことに關する原告の被告に対する国家賠償法1条1項、民法709条又は安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に關しては、原告と被告との間には、将来分を含めて、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。 (5) 原告及び被告は、本件解決金が、将来支給されるものを含め、地方公務員災害補償法に基づく補償（福祉事業を含む。以下同じ。）、公務等障害共済年金、厚生年金その他の年金による給付とは別に支払われるものであることを相互に確認する。 (6) 原告及び被告は、三鷹市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に關する条例に基づく見舞金の支給については、その可否を含めて、当該事例が発生した時点において、本件和解とは別途、判断されるものであることを念のため相互に確認する。 (7) 被告は、今後とも公務災害の予防に努めるとともに、地方公務員災害補償法に基づく補償、傷病手当金、障害共済年金等の制度について、職員に周知し適切な対応に努めるものとする。 (8) 訴訟費用は各自の負担とする。
7	令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第12号）
8	令和2年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
9	令和3年度三鷹市一般会計予算
10	令和3年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
11	令和3年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
12	令和3年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
13	令和3年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
14	令和3年度三鷹市下水道事業会計予算

○ 特記事項

- (1) 令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第13号）
- (2) 副市長の選任について
- (3) 教育委員会委員の任命について
- (4) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (5) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例